

年末年始期間における即日収集体制の確保等について（本交渉）

令和4年12月12日（月）

局 側：環境局長他

組合側1：大阪市従業員労働組合環境事業支部 支部長他

組合側2：大阪市職員労働組合環境局支部 副支部長他

（局 側）

ただいまから、年末年始期間における即日収集体制の確保、年末期間の時差勤務の導入及び1月からの勤務時間の統一にかかる本交渉を行う。

休日勤務を含む年末年始期間の作業計画及び時差勤務の導入、また勤務時間の統一については、先の交渉においてお示ししており、説明は概要のみとさせていただく。年末期間の12月29日から31日については、市民ニーズに適切に対応するため、休日勤務により、即日収集体制を確保のうえ、所定の作業を実施する。また、同期間において、作業事故や交通事故等を防止する安全作業・安全運転の観点から、日没後の作業時間を縮減させるため、時差勤務を導入することとしている。なお管理体制は、必要最小限の人数の行政職員・事業担当主事・事業担当主事補の職員が休日勤務にて、所定の業務を実施する。

次に、勤務時間の統一についてであるが、令和3年7月から取り組んでいる時差勤務の実施状況を検証した結果、労務管理や作業準備を出勤時刻ごとに実施していることや、作業終了後の広聴対応等による時間外勤務の増加など現業管理主任の繁忙度が非常に高くなっている。また、環境事業センター職員の新型コロナ感染状況は時差勤務実施により一定の抑制がなされた状況もあるが、第7波のピーク時には市中感染者の増加と比例する形で環境事業センター職員の感染者や濃厚接触者が大幅に増加し、環境事業センター間応援を長期にわたって実施する事態となった。

については、環境事業センターにおける感染症拡大防止対策の徹底を継続しつつ、検証結果を踏まえ、令和5年1月4日から勤務時間の統一を図ってまいりたいと考えている。年末期間の休日勤務、時差勤務及び1月からの勤務時間の統一について、ご理解いただくよう、よろしくお願いしたい。

（組合側）

例年、年末年始の期間中は、局として市民ニーズに適切に対処するため、即日収集の体制を確保したうえで、年末年始特別作業として実施してきたところであり、労働組合としても、市民の生活環境を守ることを第一に即日収集体制の確保に協力してきたところである。年末期間の時差勤務の導入、休日勤務及び1月からの勤務時間の統一については、先の交渉の中で、必要性について理解するので、労使で協議した内容で了承することとする。この間私たちは被災自治体からの要請に応じた災害支援や、2018年度の台風21号による災害ごみの対応、また、昨今のコロナ禍における対応においては、組合員一人ひとりが、環境局の職員として、市民生活を守るという強い使命感を持ったうえで、「直営」で培った経験とノウハウを活かし、「直営」の強みを発揮したからこそ、迅速な対応や業務

執行体制の維持に繋がってきたものと考えている。私たちは、家庭系ごみ収集輸送事業とは市民生活の根幹をなすもので、いかなる時も途切れることなく継続させる必要がある事業、公共関与が重要な意味を持つ事業であることから、引き続き「直営」を基本とすることを求めるとともに、今後の廃棄物行政は、コスト論のみの議論ではなく、市民の生活環境を守るという観点を踏まえた総合的な検討を引き続き行うよう求めておく。

最後に、年末年始特別作業において、組合員の安全を確保することは当然のことであり、あわせて、1月4日からの勤務時間の統一についても不測の事態が生じた場合は、局として、誠意をもって対応するようあわせて求めておく。

(局 側)

家庭系ごみ収集輸送事業は市民生活に密接に関係する事業であり、不測の事態が生じれば、市民の快適な生活環境の確保にも影響を及ぼしかねないことから、当局として万全を期して対応してまいりたいと考えている。

最後になるが、市民のみなさまに気持ちよく新年を迎えていただくため、年末年始期間中の特別作業には十分に注意を払い、事故のないようお願いしたい。労働組合におかれても、職員の安全対策と安全作業に加え、職員の労働環境の改善について、今後ともご理解・ご協力をお願いしたい。

以上をもって、本日の交渉は終了する。